

佐久市地域防災計画 令和2年度 修正の概要

佐久市は国の防災基本計画や長野県の地域防災計画が改定されたこと、また令和元年東日本台風の教訓を踏まえて、佐久市地域防災計画の修正を行います。主な修正の概要は以下のとおりです。

1 国の防災基本計画及び、県の地域防災計画の修正に伴う修正

(1)平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- ・風水害に強いまちづくりの強化として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域の災害リスク、避難行動を住民へ周知し、住民主体の防災活動への取組を支援・強化し、社会全体の防災意識の向上を図る旨を基本方針へ追記。

(2)南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する修正

- ・佐久市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に定める「南海トラフ地震防災対策推進地域」(以下、推進地域)の指定は受けていないが、佐久地域内で推進地域の指定を受ける川上村、南牧村の隣接地域として、南海トラフ地震による不測の事態に備えて新たな章を新設。

2 令和元年台風第19号の教訓を踏まえた危機管理体制の強化に伴う、佐久市独自の修正

(1)風水害、地震災害、火山災害時における、職員参集と災害対策本部の設置時期の修正

- ・職員の活動体制につき、緊急体制と全体体制を「緊急体制(全体)」として統合し、災害対策本部の設置時期を見直すことで早めの対策を講じ、災害時の対応を強化。

(2)情報通信手段、住民への情報伝達手段の整備、確保

- ・情報通信手段の多ルート化として、佐久市公衆無線LANを設置。
- ・住民へ情報伝達手段の拡充として、防災無線(無料)テレホンサービス開始、佐久市情報配信サービス「さくネット」、地域コミュニケーションシステムの構築、全区長へスマートフォン貸与を追加。

(3)「さくの絆」作戦による消防団と自主防災組織の連携強化

- ・消防団と自主防災組織(区)が地域の災害リスクを確認・共有する「さくの絆」作戦の実行。地域住民がより早く避難行動が図れるよう連携体制を強化。

(4)指定避難所の追加による修正

- ・長野県立武道館の運営開始に伴い、災害時の指定避難所とするほか、佐久地域の災害時物資拠点として運用。また、新たな千曲川洪水ハザードマップの運用として、指定緊急避難場所及び指定避難所の避難の適否を見直し、浸水エリアであっても想定される最大浸水深以上の高さの建物であれば、施設の2階以上への避難を可能とした。

(5)佐久市被災者生活再建支援金の支給について記載

- ・「佐久市被災者生活再建支援金支給要綱」「信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱」の施行により、被災者支援を拡充。

3 市と関係機関等との災害時応援協定の追加

災害時における早急な復旧・復興、市民の安心安全のため、新たな協定締結により、以下を追加。

- ①「災害時等における水質検査業務に関する協定」
佐久圏域水道水質検査協議会、(一社)上田薬剤師会
- ②「災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」
(公社)長野県トラック協会佐久地区輸送協議会
- ③「災害に係る情報発信等に関する協定書」
ヤフー(株)
- ④「災害時における要配慮者等の避難所確保に関する協定」
佐久市ホテル旅館組合

資料ページ	対応箇所	本編ページ	背景等	主な記述内容
1 5 6	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり	71	国の防災基本計画・長野県地域防災計画の修正	2 風水害に強いまちづくり～ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動についての住民の理解促進のため、行政主導のソフト対策のみではなく、住民主体の取組を支援・強化することで、社会全体の防災意識の向上を図る。
	第3編 震災対策編 第6章 南海トラフ地震 第1節 総則	969	国の防災基本計画・長野県地域防災計画の修正	第6章 南海トラフ地震～(新設) 南海トラフ地震防災対策推進地域(川上村、南牧村)の隣接地域として、南海トラフ地震による不測の事態に備えて新たな章を新設。

資料ページ	対応箇所	本編ページ	背景等	主な記述内容
7 42	第2～4編 各災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動	251 751 1151	危機管理体制の見直し	1 活動体制～ 職員の活動体制につき、従前の緊急体制と全体体制を統合して「緊急体制(全体)」とし、災害対策本部の設置時期を修正。
	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画	76	情報通信手段の多ルート化	3 情報通信手段の整備～ 佐久市公衆無線LANの設置した旨を追加。
	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 消防活動計画	89	消防活動体制の強化	1 消防活動体制の整備・強化～ 消防団と自主防災組織(区)が各地域の災害リスクを、防災マップや現場で確認・共有する「さくの絆」作戦を実施し、地域住民がより早く避難行動が図れるよう連携体制を強化。
	第2編 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節 災害広報活動	416	時代に即したメディアの活用	2 広報の手段～ 住民への情報伝達手段として、全区長へスマートフォン貸与、地域コミュニケーションシステム、防災無線(無料)テレホンサービス、「さくネット」を追加。
	第2編 風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援	561	被災者の生活再建支援の拡充	7 佐久市被災者生活再建支援金の支給～(新設) 「佐久市被災者生活再建支援金制度」(佐久市令和元年8月20日告示)及び「信州被災者生活再建支援制度」(長野県令和元年6月1日施行)により、被災者生活再建支援法の適用対象とならない被災者の支援について記載。
	第6編 資料編 15 その他 15-2 指定緊急避難場所・指定避難所	1755	指定避難所の確保	15-2 指定緊急避難場所・指定避難所～ 長野県立武道館の運営開始に伴い、指定避難所として新たに指定。

資料ページ	対応箇所	本編ページ	背景等	主な記述内容
43	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画	84	関係機関等との応援体制の拡充	1 相互応援協定の締結等～ ・「災害時等における水質検査業務に関する協定」 佐久圏域水道水質検査協議会、(一社)上田薬剤師会 ・「災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」 (公社)長野県トラック協会佐久地区輸送協議会 ・「災害に係る情報発信等に関する協定書」 ヤフー(株) ・「災害時における要配慮者等の避難所確保に関する協定」 佐久市ホテル旅館組合